

道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正について

平成19年12月
国土交通省
道路局路政課

1. 改正の背景

（1）指定区間内の国道に係る占用料の額の見直し

指定区間内の国道に係る占用料の額については、道路法施行令（昭和27年政令第479号）別表において、所在地区分（全国の市町村を甲地、乙地、丙地に区分）ごと、物件ごとに規定されていますが、近年の全国的な地価水準の下落や、市町村合併の進展等の現状を踏まえ、占用料の額の見直しを行います。

（2）非常災害時に設ける応急仮設住宅の道路占用について

非常災害時には、応急仮設住宅を早急かつ大量に供給することが必要となりますが、非常災害時には建設用地が不足する可能性があることから、通行の用に供していない道路区域内に応急仮設住宅を設置できるよう措置します。

2. 改正の概要

（1）指定区間内の国道に係る占用料の額の見直し

指定区間内の国道に係る占用料の額について、別添のとおり改正します。

（主な改正点）

- 占用料単価全般（定額物件（電柱、ガス管、上・下水道管等）は水準の引き下げ、定率物件（高架下の駐車場等）は水準の引き上げとなります。）
- 所在地区分（甲地にさいたま市、八王子市、新潟市、静岡市、姫路市、松山市の区域を加えます。）
- 地下埋設管の管径区分（現在の6区分から9区分に細分化） 等

（2）非常災害時に設ける応急仮設住宅の道路占用について

非常災害時には応急仮設住宅の建設用地が不足する可能性があることから、国、地方公共団体又は日本赤十字社が設ける応急仮設住宅を新たに占用物件として追加します。

なお、占用の場所については、応急仮設住宅の占用により道路の構造及び交通に支障を及ぼすことがないよう、車両又は歩行者の通行の用に供していない部分とします。

3. スケジュール

公布予定 : 平成20年 1月

施行予定 : 平成20年 4月